

令和元年 11 月 18 日

瀬戸内市議会議長 様

瀬戸内市議会議員 厚東 晃央

政務活動費研修報告書

政務活動費を使用して、次のとおり研修活動をしましたので、その結果を報告します。

期間	令和元年 11 月 17 日
研修会名	子どもの権利条約採択 30 周年記念シンポジウム
開催場所	広島弁護士会館（広島市中区上八丁堀 2-73）
研修目的・内容	<p>子どもの権利条約採択 30 周年記念シンポジウム 「体罰をなくそう！～体罰によらない子育てを考える～」</p> <p>基調講演「混乱するしつけ：体罰禁止の意味」 講師・西澤哲氏（山梨県立大学人間福祉学部教授） なぜしつけのための体罰が許容されてきたのか。なぜ体罰は禁止されなければならないのか。体罰の悪影響や法改正の動向</p> <ol style="list-style-type: none">1、しつけをめぐる混乱：「虐待」と「しつけ」の境目2、しつけの本質とは3、体罰の有効性の検討4、体罰（虐待）を受けた子どもたちの問題5、Gershoff（2002,2016）の体罰研究6、虐待の影響をめぐる最近の研究報告7、「しつけ」と「体罰」の混同はいつから8、アタッチメントと高機能広汎性発達障害9、子どもという異邦人10、子育てで大切にしたいこと11、子育てを支える社会の必要性



	<p>実践報告「罰によらない子育てを広げるために」 講師・森郁子氏（きづく kids・ku 代表）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に根ざした活動をしなければいけない ・2020年4月から体罰禁止を法制化 ・ポジティブ・ディシプリンについて ・罰によらない子育てが広がる背景にあるもの ・子どもの変化を大人の変化を知ることが大切 <p>パネルディスカッション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談の数が増えていることについて ・児童虐待防止法改正について ・日本での体罰によるしつけが許されていたことについて ・心理学として「体罰」は「100害あって1利なし」について ・叩いたり・怒鳴らなくてもいい方法について
<p>所感</p>	<p>2020年4月に児童虐待防止法が施行される。それに伴い、家庭での体罰が禁止されることになる。近年、全国的に虐待により子どもの命が奪われる事件が起こっている。わが市でも事件にはなっていないが虐待案件の報告をうける。子どもが安心して育つためには、取り巻く大人たちの「体罰」による意識を変えなければいけない。市として、今回の法改正の内容を周知していく必要があると感じた。</p> <p>また、子育てにおいてしつけという名の下、体罰をおこなってきた歴史をひも解いて聞けたことは新しい発見となった。現状を深く知るためには、なぜこうなったのかと歴史を振り返ることは大切だと改めて感じた。</p>